

【資料5】 令和6年度主な障がい福祉施策について

- 1 地域生活支援拠点等整備事業
- 2 手話施策推進事業
- 3 AI や IoT 等を活用した障がい福祉事業
- 4 日常生活用具給付事業の拡充
- 5 医療的ケア児の支援

障がい福祉施策事業の一覧

基本目標	施策	具体的事業
1 人になやみまちづくり	(1)障がいと障がいの ある人への理解	障がい者差別解消のための職員研修 広報、市ホームページ等での啓発 障害者週間における啓発 障がい者理解のための講演会 地域活動支援センター機能強化事業 意見交換会の開催 手話理解促進事業 かもまる講座(市職員出前講座) 児童生徒の交流 ☆手話施策推進(小学校等手話教室) みんなでやさしいまちづくり教室
		公共施設のバリアフリー化 スマートシティ推進事業 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり 読書環境の整備
		公共交通体系の充実 移動支援事業 自動車運転免許取得・改造助成事業 福祉タクシー利用料金助成事業
		地域見守り支えあいネットワーク事業 福祉避難所の円滑な設置・運営 総合防災訓練の開催 Eメール119番通報システム及びNET119緊急通報システムの運用 消費生活相談
		地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業 奉仕員養成研修事業
		個別地域ケア会議 加賀市じりつ支援協議会の開催 障がい高齢者の相談窓口との連携
2 じりつ社会参加の 基盤づくり	(1)障がいのある 子どもの育成・教育	こども育成相談センター事業 保育園訪問 障がい児保育事業
		特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実
		児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置
		学校、保育園等への看護職の配置や派遣

基本目標	施策	具体的事業
2 じりつ社会参加 の基盤づくり	(2)雇用・就労	企業等への働きかけ事業 就労支援ネットワークの強化
		☆障がいのある人のテレワーク推進 障害者優先調達推進法の推進
	(3)スポーツ・ 文化芸術活動	レクリエーション活動等支援(障がい者スポーツ推進事業)
		作品展の開催
3 暮らしの基盤づくり	(1)保健・医療	健康診査・相談体制の充実 健康診査後の事後指導の強化 子ども育成相談センター事業 成人の健康診査体制の充実
		生活習慣病予防知識の普及・啓発 健康づくりの推進
		医療費の助成
	(2)生活支援サービス	日常生活用具給付等事業 訪問入浴サービス事業 生活訓練等事業 日中一時支援事業(日中ショートステイ・タイムケア) 福祉機器リサイクル事業 サービスの質を向上させるための取組
		グループホームの確保 住宅リフォーム助成 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(通称:セーフティネット住宅)の活用
		個別地域ケア会議の開催 加賀市じりつ支援協議会の開催 地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業
	(3)相談支援・ 情報提供	基幹相談支援センターの設置
		点字・声の広報等発行事業 読書環境の整備 奉仕員養成研修事業 要約筆記者の派遣 手話による意思疎通支援
		成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及 障がい者虐待防止のための体制強化 虐待防止研修の充実

1 地域生活支援拠点等整備事業

(1) 地域生活支援拠点等整備事業の目的

ア 地域における生活の安心感を担保

⇒障がい者やその家族などの緊急時に迅速で確実な相談支援や短期入所等の活用など

イ 障がい者等の地域生活を支援

⇒障がい者の高齢化や「親亡き後」に備えるため、短期入所やグループホーム等を活用した親元から離れた体験的な暮らしの場を提供する

(2) 地域生活支援拠点等整備事業の具体的な実施方法

次の機能を市内の各事業者等が連携して行う「面的整備」としています。

1	相談支援	常時の連絡体制を確保し、障がい者等の緊急時には必要な支援を行う
2	緊急時の受入・対応	障がい者等の緊急時の受入体制を常時確保し、緊急時には必要な対応を行う
3	体験の機会・場の提供	一人暮らしの体験など、障がい者等が、地域で生活するために必要な取り組みを行う
4	専門的人材の確保・養成	障がい者等の高齢化・重度化に対応できる人材確保又は専門的人材の養成を行う

(3) 令和 6 年度の実施について

地域生活支援拠点等事業を具体的に実施する常勤専従者(＝コーディネーター)の人件費が、令和 6 年 4 月の障害福祉サービス報酬改定により給付対象となったため、市内の相談支援事業所とコーディネーターの配置について協議を行っている。

2 手話施策推進事業

(1) 小学校等手話教室の開催

聴覚障がい者が小学校で講師となり、日常生活の体験談や講話、手話実技などを通して、障がいのことを学んで考えることにより福祉のこころをはぐくむことができるよう、取り組んでいる。

手話を学びたいと希望する生徒が、加賀市 GIGA スクール構想による 1 人 1 台のパソコン端末を活用し、生徒自身の進度で手話を学習できるよう「手話WEB学習システム」を導入し、より多くの生徒が、聞こえない障がいのある人と気持ちを伝え合う「こころのバリアフリー」を推進する。

参 加 校: 市内小学校、高校予定

参加児童: 小学校3～4年生対象、外に高校(福祉系列)

(2) やさしいまちづくり教室

【やさしいまちづくり教室(手話教室)】

○参 加 校: 児童センター 2 か所、小学校 3 校

○開催期間: 令和6年7月～10 月予定

(3) 手話奉仕員養成の充実

【手話奉仕員養成講座(入門編)】

手話奉仕員養成講座の入門編では、手話の理解と挨拶など、簡単な会話が可能となることを目標。

○受講人数: 19名

○開催期間: 5 月～11月(23 回)

3 AI や IoT 等を活用した障がい福祉事業

【令和6年度予定】

(1)障がい者テレワーク雇用オンラインセミナー ※(株)D&Iと連携協定を結んでいる5自治体合同で開催

対象 加賀市に在住する障がいのある人及びその家族、支援者

日程 9月20日(金)13時30分～15時

内容 ・テレワークのメリット、求人の特徴
・テレワークで大切なこと(実際の事例から)
・企業から会社及び求人の説明

(2)合同面接会 ※セミナー参加者のうち希望者対象

セミナーアンケートで希望の有無を確認して案内

日程 10月予定 (オンライン開催)

4 日常生活用具給付事業の拡充

障がいのある人(子ども)の日常生活を容易にするための様々な用具や用品を給付する「日常生活用具給付事業」について、利用者からの要望などを踏まえた見直しを行い、令和6年4月から用具の追加・変更を行い、事業の充実を図った。

新 (1) 医療的ケア児等の非常用電源を給付用具に追加

人工呼吸器など常時電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がいのある人(子ども)に、災害時の停電等に対応するため、非常用電源装置を用具に追加。

追加した用具	助成上限額
(1)発電機(正弦波インバーター発電機)	12 万円
(2)蓄電池(ポータブル電源)	8 万円
(3)電源機器(DC/AC インバーター・ソーラーパネル)	4 万円

※上記いずれかを給付。(2)(3)は併給可能(利用者は原則、費用の1割負担)

新 (2) 紙おむつの周辺用具を助成対象の範囲に拡大

直腸機能障害や肢体不自由など、日常的に紙おむつを必要とする障がいのある人(子ども)に紙おむつの購入費用の助成を行っている。

今回の見直しで、使い捨て手袋やウェットティッシュなどの周辺用品を助成対象の範囲に拡大する変更を行った。

5 医療的ケア児の支援

(1)医療的ケア児・保護者へのヒアリング

(経 緯)第6期障がい児福祉計画策定のためのアンケート実施結果より

- ・医療的ケア児の災害時の対応やかかりつけ医、保護者の負担について個別に応じた対応が必要

(対象者)在宅で過ごす医療的ケア児 14 名(R6.5 現在)

(内 容)訪問による面談で、保護者の困り感、医療の受診体制、介護の負担、緊急時・災害時の対応など聞き取りを実施

- ・解決できる取り組みがないか検討する
- ・個別の支援への反映する→支援者も入れたチームでの支援に活かす。新規事業の対象児へ情報提供。

新 (2)医療的ケア児レスパイト支援事業

(目 的)人工呼吸器を装着しているなど「日常的に家族等による医療的ケアが必要な児童(医療的ケア児)」に対して、訪問看護師が自宅で医療的ケアを提供し、家族等の介護負担を軽減するとともに、休息时间やきょうだい児と過ごす時間の確保を図る。

(対象者) 在宅で人工呼吸器装着、酸素吸入をしている児童等 3 名 (在宅医療的ケア児 14 名:R6.5 現在)

(医療的ケア児の家族等の声)

「体調が悪い時は、吸痰などケアを代わる人がいない。」「上の子の保育園の行事に参加できない。」

「子どもの体調が悪い時など、夜通しケアが必要でいつもに増して疲れる。」「ゆっくり外出したい。」など

(事業内容)医療的ケア児が日頃から利用している訪問看護師がケア提供を行う。(自由診療分を市が助成)